

# 令和6年度（2024年度）

## 保育園等 入園案内

### 大府市 幼児教育保育課

オンラインまたは書類による申込受付をします

#### 申込期間

##### 1次募集（一斉申込）

<オンライン申込>

令和5年9月11日（月）～令和5年10月10日（火）17:00

<市役所での申込>

令和5年10月5日（木）9:00～11:30・13:30～15:30

令和5年10月6日（金）9:00～11:30・13:30～15:30

令和5年10月7日（土）9:00～14:00

場所：市役所多目的ホール

※先着順ではありません。指数点の順に利用調整を行います。

##### 2次募集（追加募集）

令和5年12月26日（火）～令和6年1月12日（金） ※年末年始は除く（12月29日～1月3日）

9:00～11:30・13:00～17:00

場所：市役所201会議室

※一斉申込終了後の空き枠にて利用申込受付を行います。

※先着順ではありません。指数点の順に利用調整を行います。

##### 随時募集

令和6年2月1日（木）～

場所：市役所幼児教育保育課窓口

※詳細は後日、大府市ウェブサイトにてご案内します。

※2次募集後の空き枠にて利用申込受付を行います。

※先着順となります。

#### 注意事項

幼稚園、認定こども園（教育認定）、認可外保育施設については、当該施設へ直接お申込みください。

# 目次

<b>I</b>	<b>保育園等の入園について</b> .....	<b>2</b>
1	年齢について .....	2
2	保育園等とは .....	2
3	保育園等に入園するには .....	3
4	教育・保育給付認定とは .....	4
5	申込みに必要な書類 .....	4
6	申込みから入園までの流れ（1次募集～2次募集～4月入園） .....	7
7	申込みの不承諾・決定の取り消しとは .....	8
8	利用調整について .....	8
9	兄弟姉妹同時入園申込時の利用調整について（入園中の兄弟姉妹の転園希望を含む。） .....	8
10	入園期間について .....	8
11	入園決定後の留意事項 .....	9
12	入園後の転園について .....	9
13	支援が必要なお子様について .....	9
<b>II</b>	<b>保育料等（利用者負担額）</b> .....	<b>10</b>
1	保育料（3歳未満児のみ） .....	10
2	延長保育使用料 .....	11
	土曜日の利用について .....	
3	祝日保育使用料 .....	11
4	給食費（3歳以上児のみ） .....	11
5	その他の費用（絵本代など） .....	12
6	算定の基準となる市町村民税額 .....	12
7	保育料等の納入について .....	12
<b>III</b>	<b>特別利用保育のご案内</b> .....	<b>12</b>
<b>IV</b>	<b>広域入所のご案内</b> .....	<b>12</b>
<b>V</b>	<b>現況届等の提出について</b> .....	<b>12</b>
<b>VI</b>	<b>利用調整指数表</b> .....	<b>15</b>
<b>VII</b>	<b>保育園等のご案内</b> .....	<b>17</b>

# I 保育園等の入園について

## 1 年齢について

保育園等における入園児童の保育年齢は下表のとおり、入園年度の4月1日現在の年齢が基準です。  
 なお、誕生日を迎えても令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に保育年齢の変更はありません。

表1-1. 保育年齢

	生年月日	クラス	保育年数	入園可能期間 (小学校就学前)
3歳以上	平成30年4月2日 ～平成31年4月1日 (2018年4月2日～2019年4月1日)	5歳児	1年	～令和7年3月31日 (～2025年3月31日)
	平成31年4月2日 ～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)	4歳児	2年	～令和8年3月31日 (～2026年3月31日)
	令和2年4月2日 ～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)	3歳児	3年	～令和9年3月31日 (～2027年3月31日)
3歳未満	令和3年4月2日 ～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)	2歳児	4年	～令和10年3月31日 (～2028年3月31日)
	令和4年4月2日 ～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)	1歳児	5年	～令和11年3月31日 (～2029年3月31日)
	令和5年4月2日～ (2023年4月2日～ )	0歳児	6年	～令和12年3月31日 (～2030年3月31日)

※令和6年4月2日以降に生まれた方の入園期限は令和13年3月31日までとなります。

## 2 保育園等とは

市内における保育園等の概要は下表のとおりで、受け入れ可能な年齢は施設によって異なります。  
 詳細は、17ページ「Ⅶ 保育園等のご案内」を確認してください。

表1-2. 保育園等の概要

施設	受入可能年齢	概要
保育園	0～5歳児	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	0～5歳児	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
地域型保育 (小規模保育)	0～2歳児	19名以下の少人数で、0～2歳児の児童を預かる施設 (事業所内保育を除く)

### 3 保育園等に入園するには

保育園等の利用を希望する保護者の方には、利用のための教育・保育給付認定を受けていただきます。

以下の条件に該当する方が、利用のための認定を受けることができます。

「教育・保育給付認定」の詳細は、4ページ「4 教育・保育給付認定とは」を確認してください。

- 大府市に居住し、大府市に住民票をもつ小学校就学前の児童と保護者<sup>※1</sup>
- 小学校就学前の児童の保護者が下表の「保育を必要とする理由」に該当

表1-3. 入園基準（保育を必要とする理由）及び保育必要量

No.	基準	保護者の状況	保育必要量	
			標準時間 (保育)	短時間 (保育)
1	就労	月64時間以上の就労がある。	●	●
2	妊娠・出産	産前：予定日からおおよそ8週間前まで 産後：出産日からおおよそ8週間後まで	●	●
3	疾病・障がい	病気、負傷または精神や身体に障がいを有する。	●	●
4	介護・看護	長期にわたり病気や負傷、精神や身体に障がいを有する同居の親族を介護・看護している。	●	●
5	災害	火災、風水害、地震など災害の復旧に当たっている。	●	●
6	就労・就学予定	令和6年4月1日から就労・就学予定で活動をしている。	-	●
7	就学	保護者が学校教育法等 <sup>※2</sup> に規定する教育施設等に在学している、または就学が確定している。(月64時間以上)	●	●
8	虐待・DV	虐待・DVにより保育が困難であると認められる。	●	●
9	育児休業	児童が1～3年保育で育児休業を取得中である。(在園中に職場復帰を予定する場合)	-	●
10	その他	児童福祉等の観点から特に保育が必要と市長が認めるもの。	●	●

※ 月に64時間未満の就労等の場合は、一時的保育を利用してください。

※ 上記の状態であることを確認させていただくために必要な書類が異なります。

詳細は、4ページ「5 申込みに必要な書類」を確認してください。

※ 「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、年度の途中でも退所していただきます。

※<sup>1</sup> 大府市に転入予定で転入先が決まっている方は、市外の方でも申込み可能です。

※<sup>2</sup> ①学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること

②職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

## 4 教育・保育給付認定とは

保育園等の利用を希望する場合、保護者の方には利用のための認定を受けていただく必要があります。保育園等の利用申込みと同時にこの認定をすることで、認定区分（1号、2号、3号）、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、認定事由（就労、妊娠・出産等）、利用期間、利用者負担額が決定され、支給認定証が発行されます。

表1-4. 認定区分

認定区分	条件	保育園	認定こども園	小規模
1号認定	満3歳以上で <b>教育</b> を必要とする場合	※ <sup>1</sup>	●	—
2号認定	満3歳以上で <b>保育</b> を必要とする場合	●	●	—
3号認定	満3歳未満で <b>保育</b> を必要とする場合 (2歳児は3歳の誕生日を迎えると年度途中で2号認定となります)	●	●	●

※<sup>1</sup> 保育園で特別利用保育制度を利用する場合は1号認定となります。詳しくは12ページ「Ⅲ 特別利用保育のご案内」を確認してください。

※ 認定こども園の1号の利用を希望する場合は、当該施設へ直接お申込みください。

表1-5. 保育必要量に応じた利用時間

保育必要量	保育時間		
	時間	平日	土曜
標準時間（ <b>教育</b> ）	4時間	平日	午前10時～午後2時
		土曜	—
標準時間（ <b>保育</b> ）	11時間	平日	午前7時～午後6時
		土曜	午前7時～午後3時
短時間（ <b>保育</b> ）	8時間	平日	午前8時～午後4時
		土曜	午前8時～午後3時
特別利用（ <b>保育</b> ）	6時間30分	平日	午前9時～午後3時30分
		土曜	—

施設の開所時間によって利用時間が異なります。詳しくは17ページ「Ⅶ 保育園等のご案内」を確認してください。

## 5 申込みに必要な書類

保育園等の利用を申し込まれる方は、表1-6の必要な書類を準備のうえお申込みください。

- 受付時に必要な書類が不足している場合や不備（記入漏れ等）がある場合は受理できません。
- オンライン申込をされる場合は、表1-6の書類等の画像データやファイル形式を利用する端末にあらかじめ保存してから入力作業を行ってください。
- 就労証明書等の保育を必要とする事由の証明は、保護者全員分（父親・母親等）の提出が必要です。
- 入所申込後、提出書類の内容に変更があった場合は、速やかに幼児教育保育課へ届け出てください。就労証明書の内容に変更があった場合は、変更前の実績の証明も合わせて必要です。一斉申込の時点と入所時とで指数に変更があった場合は、入所取消となる場合があります。
- 2人以上の子どもが同時に入所を申し込む場合は、それぞれにおいて書類（証明書等）が必要です。なお、就労証明書等は、一番下の子どもに原本を、その他の子どもにはコピーを添付してください。
- 原則、提出された書類等はお返しできません。

表1-6. 申込みに必要な書類

No.	必要な書類	申込み方法	
		オンライン (9/11~10/10)	市役所での申込 (10/5~10/7)
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育所等入園申込書	入力	書類提出
2	入園申込用記入シート	入力	書類提出
3	保育を必要とすることを証明する書類 (表1-7を参照)	データの添付	書類提出
4	その他世帯の状況等により提出が必要な書類 (6ページ 表1-8を参照)	データの添付	書類提出
5	大府市保育所等利用調整指数表	データの添付	書類提出
6	提出書類等 チェックリスト	データの添付	書類提出
7	児童票	データの添付	書類提出
8	健康の記録	データの添付	書類提出
9	入園までの生活状況	データの添付	書類提出

表1-7. 保育を必要とすることを証明する書類

状況	書類 (①と②はいずれも提出)	
就 労	会社勤めの方	就労証明書
	就労内定の方	
	育児休業・出産後に復職の方	
	内職の方	
	育児休業中の方 (3~5歳児のみ)	① 育児休業通知書等の写し ② 就労証明書 (復帰後の見込み)
	自営業 <sup>※1</sup> ・経営者	個人事業主：①就労証明書 ②前年度の確定申告書の写しまたは、 開業届等の写し 法人経営者：①就労証明書 ②源泉徴収票の写し
親族経営の事業所で勤務する方	①就労証明書 ②源泉徴収票 <sup>※2</sup>	
妊娠・出産	出産予定のお子さまの母子手帳の写し ① 保護者の氏名が分かるページ ② 出産予定日が分かるページ	
保護者の疾病	疾病証明書(病名・治療期間・保育が困難である旨の記載があるもの) ※診断書ではありません。	
保護者の障がい	障害者手帳の写し(氏名・障がい名・障がい等級の分かるページ)	
介護・看護	介護・看護を受ける方の疾病証明書等	
就学	① 在学証明書または学生証、就学を証明できる書類の写し ② 授業カリキュラム等	
災害	り災証明書	

※<sup>1</sup> 法人組織に所属しながら、個人事業主として活動し報酬を得ている方で就労証明書を提出可能な方は会社勤めの扱いとなります。(例：美容用品や乳製品、保険販売の外交員等)

※<sup>2</sup> 3親等内の親族が営む事業所で勤務する方を協力者とみなします。源泉徴収票の提出ができない場合は幼児教育保育課へご相談ください。

表1-8. その他世帯の状況等により提出が必要な書類

状況	書類
児童又は児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合	① ひとり親等減免申請書 ② 障害者手帳等の写し
大府市外から転入予定での申し込み	入園申込確約書（入園予定月の前月 20 日までに提出してください。）
第3子以降の申込み（0～2歳児のみ）	第3子以降保育料免除申込書
令和5年1月2日以降に大府市に転入された方	令和5年度の ・住民税（非）課税証明書 ・市民税・県民税所得（課税）証明書 のうち、いずれか1点
ひとり親世帯	ひとり親等減免申請書
就労・就学予定で申込をされる方	入園申込確約書（令和6年2月20日までに就労証明書または就学を証明できる書類を提出してください。）

## 6 申込みから入園までの流れ（1次募集～2次募集～4月入園）

日程	イベント
8月4日～	広報おおぶ・ウェブサイトで書類等の情報公開
9月7～9日	書類配布
9月11日～10月10日	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1次募集（一斉申込） 市役所での書類申込 10月5～7日</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>1次募集（一斉申込） オンライン申込 9月11日～10月10日 <small>※来庁しなくても申込ができます</small></p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">申込方法による結果への影響はありません</p>
10月16日	最終締切 <small>※締切日までに不備が解消されない方は受付できません</small>
10月17～11月9日	利用調整 <small>※利用調整指数に基づき調整を行います</small>
11月10日	<p>内定通知（郵送） <small>※発送前後における結果等の回答はできません ※11月17日までに届かない場合は幼児教育保育課までご連絡ください</small></p> <p style="text-align: center;">入所決定</p> <p style="font-size: small;">希望園へ入園できず 「入所保留」となった場合</p>
12月中	<p>お子様面談（1次） 最終決定 <small>※内定した保育園にて行います ※保育園によって実施日が異なるため詳細は別途通知します ※面談後に入園が決定となります</small></p>
12月26日～1月12日	2次募集（追加募集） <small>※事前に空き枠を市ウェブサイトで公開します</small>
1月15日～	利用調整 <small>※利用調整指数に基づき調整を行います</small>
1月31日	内定通知（郵送） <small>※発送前後における結果等の回答はできません ※2月7日までに届かない場合は幼児教育保育課までご連絡ください</small>
2月初旬	<p>お子様面談（2次） 最終決定 <small>※内定した保育園にて行います ※保育園によって実施日が異なるため詳細は別途通知します ※面談後に入園が決定となります</small></p>
2月中	<p>入園前説明会 <small>※内定した保育園にて行います ※このときに口座振替依頼書の提出をしていただきます</small></p>
2月20日まで	<p>就労証明書の提出（求職活動中の方のみ） <small>※4月入園の場合はこのときまでに提出していただきます</small></p>
3月19日まで	<p>大府市に転入済みであることの申告 <small>※4月入園の場合は必ずこのときまでに住民票を移し、完了後は幼児教育保育課へ申告していただきます</small></p>
4月初旬	支給認定証・入園承諾書・保育料決定通知書等 発送



## 7 申込みの不承諾・決定の取り消しとは

次のことが確認された場合は原則、入園の不承諾・決定を取り消しします。

- 申込書類等の内容に虚偽があった場合（職場確認等の調査をします。）
- 父母の仕事等、世帯状況に変更があったにも関わらず、幼児教育保育課へ必要な届出がなく保育の必要性を認められない場合

## 8 利用調整について

申込書類等から保育の必要性・保育必要量等を確認した後に、15ページ「VI 利用調整指数表」に基づいた指数を決定し、児童1人につき1つ割り当てられるくじ番号と合わせて利用調整を行います。なお、くじ抽選は、申込み会場で保護者の方にて行っていただきます。

（オンライン申込の場合は、大府市に委任もしくは別日にご自身で抽選のいずれかを選択できます。）

- 指数は、「利用調整指数表」の基礎点と調整点の合計とします。
- 利用調整は、利用調整指数の高い方を優先し、同点の場合はくじ番号の若い方が優先となります。
- 希望する保育園の数によって、利用調整上で有利または不利になることはありません。  
入園を希望する全ての保育園を希望の高い順に選択してください。

## 9 兄弟姉妹同時入園申込時の利用調整について（入園中の兄弟姉妹の転園希望を含む。）

兄弟姉妹が同時に入園申込みをする場合は、以下の項目で該当するものを「令和6年度入園申込用記入シート」に記載し、申込みをされる兄弟姉妹それぞれの分をご用意ください。

- （1）同じ園に入園できる場合のみ入園する。  
※同じ園が実現できない場合は入園できません。第1希望園のキャンセル待ちとなります。
  - （2）同じ園に入園させたいが、実現できない場合は別の施設になっても構わない。
    - ①希望順位を下げて同じ園になるなら同じ園を優先する。
    - ②別々の園になって良いので、希望順位を優先する。
- 通園可能な園のみ記載してください。通園の意思がない保育園等は記載しないでください。
  - 利用調整は、「8 利用調整について」に準拠します。

## 10 入園期間について

- （1）保育が必要と認められる範囲内で、表1-9の保育園等に入園している児童は、3歳児クラス以降も継続して保育を必要とする場合、一般の申込みよりも優先して連携園への進級（転園）が可能です。
- （2）妊娠・出産を理由に保育が必要と認められる期間は、出産予定日の8週間前から、出産日の8週間後までです。妊娠・出産の理由で入園した場合、産後休暇後すぐに就労する場合は、産まれた児童の申込みが別途必要です。
- （3）産前産後または育児休業からの復帰で入園する場合は、復帰日によって入園日が異なります。
- （4）9月～3月に入園が決定した場合は、3月末で退所となり、継続して在園することはできません。翌年度4月入園の申込みが別途必要です。

表1-9. 入園児童の優先転園先

保育園等	連携園（優先転園先）
保育園さくらんぼ	大府保育園
はな保育室きょうわ駅前	アスク共和東保育園
そびあ保育園おいわけ	追分保育園
そびあ保育園共和西	荒池保育園
そびあ保育園大府もりおか	若宮保育園
大府大和キッズ保育園	大府大和共栄保育園又は大府大和明成保育園のいずれか （希望数が偏った場合は調整する場合があります）
保育園 COZY 大府駅南	柊山保育園

## 1 1 入園決定後の留意事項

- (1) 入園決定後に、申込み内容の変更があった場合は、必ずすみやかに幼児教育保育課へ申し出をし、必要な手続きをしてください。このとき、3ページの入園基準（保育を必要とする理由）に満たない、申込時と入所時で指数の変更があると判断された場合は、入園決定後であっても原則、入園取り消しをします。

また、以下の事例のような変更事項がある場合は、入園予定月の前月20日までに手続きを完了してください。

●就労先・就労内容が変わったとき

●妊娠したとき

●市内転居するとき

●市外へ転出するとき

●姓が変わったとき

●世帯状況が変わったとき

●令和6年4月から就労・就学予定で申し込み後、就職（就学）先が決まったとき

（令和6年2月20日（火）までに幼児教育保育課に就労証明書、就学が分かる書類等を提出してください。提出期日前でも就労証明書等が勤務先から発行された場合は、すみやかに幼児教育保育課に提出してください。提出期日までに提出がない場合は入園できません。）

●入園日の変更があるとき

●転入予定で申し込みをした方（※入所月の前月20日までに住民票を異動後、幼児教育保育課に連絡してください。）

- (2) 産休・育休明けの入園予定で申し込みをした方が、勤務先へ産休・育休復帰をしなかった場合は、入園先決定後であっても原則、入園取り消しをします。

- (3) 申込時の個人情報等については、保育園利用に関する目的以外には使用しません。

## 1 2 入園後の転園について

児童の入園後、翌年度の4月に転園を希望する方は、1次募集と同じ要領で転園申込が必要です。在籍している施設を通じて転園の申込をしてください。申込み後の利用調整で内定した場合は、この時点で利用中の保育園を当該年度の3月末をもって退所していただきます。例えば、第1希望の保育園等に転園できず、第2、3希望などの保育園等に内定した場合でも、その時に利用中の保育園等に戻ることはできません。

## 1 3 支援が必要なお子様について

入園基準（保育を必要とする理由）に該当し、原則として保護者等の送迎により、日々通園できる児童が対象です。申込み後は、集団生活をするうえで身体的配慮等が必要であると思われる場合、電話や面談で家庭の状況やお子さんの様子をお尋ねし、必要に応じて関係機関に問い合わせする場合があります。

## Ⅱ 保育料等（利用者負担額）

児童を保育園等で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、「保育料」、「延長保育使用料」、「祝日保育使用料」、「給食費」、「教育充実費（絵本代など）」があります。

本市では、4月1日時点で3歳以上の児童（3歳以上児）の保育料は無料<sup>※1</sup>としています。

※<sup>1</sup> 満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間が対象期間です。

※ 私立の保育園等の給食費や延長保育使用料、絵本代などのその他の費用は公立保育園と異なります。別途ご案内していますので、別紙をご覧ください。

### 1 保育料（3歳未満児のみ）

世帯の負担の能力に応じて市町村民税額等により算定する「大府市保育料徴収金基準額表」において、該当する認定区分及び保育必要量の指定する金額を負担していただきます。

#### (1) 保育料基準額

● 13ページの表2-5「令和6年度大府市保育料徴収金基準額表（予定）」により算定します。

● 市民税所得割額は、父母もしくは祖父母の合計額です。

※ 父母に一定基準の収入がない場合は、同居の祖父母が算定対象になります。

（一定基準の収入：一般家庭は収入180万円以上、母子家庭等は収入130万円以上）

● 所得が未申告等により把握できない場合は、最高階層の額となる場合があります。

（例：1年のうち、1～12月の間に転職等によって2か所以上の事業所で就労された場合に、それぞれの所管の税務署等に申告していない。）

また、実態に対して徴収金額が不足しているときは遡及徴収する場合があります。

● 市民税額等の年度切替えによる保育料の改定があります。（毎年9月）

詳細は12ページ「6 算定の基準となる市町村民税額」を確認してください。

※ 令和6年1月1日時点で大府市に住民票が無い場合は、令和6年度の住民税額のわかる書類を別途提出していただきます。

● 保育料は保育料決定通知書の内容をもって通知します。

● 保育料は、各月の初日が在籍の基準日となり、出席日数にかかわらず1か月分の保育料を納入していただきます。月途中で退園された場合も保育料の日割りはありません。

● ただし、育児休業復帰等による月途中入園の場合は、当該月のみ日割りの保育料となります。（入園予定月の前月20日までに届け出があった場合）

#### 【注意】

在園中に、世帯構成または所得の更正等があった場合は、すみやかに幼児教育保育課に連絡してください。連絡のあった日の翌月分の保育料から変更します。原則、遡っての還付はできません。

#### (2) 保育料の軽減

● 18歳未満の第3子以降

18歳未満の児童を3人以上扶養し、生計を同じくしている同一世帯の第3子以降で、3歳未満の児童の保育料は半額または無料となります。（第3子以降保育料免除申請書の提出が必要です。）

● 同一世帯で複数児童が入所している場合の第1子と第2子

第1子の児童は保育料基準額どおり、第2子の児童は保育料基準額の半額になります。なお、第1子の児童が3歳以上児で保育料が無料であっても、この減免は適用されません。

● 「市町村民税所得割課税額が77,101円未満」で「ひとり親世帯」または「在宅障がい児（者）のいる世帯」の児童

3歳未満の児童の保育料は無料となります。

在宅障がい児（者）のいる世帯とは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方が属する世帯のことをいいます。「ひとり親世帯等減免申請書」を提出してください。

## 2 延長保育使用料

延長保育は、保育必要量が「保育標準時間」である児童を対象に、表2-1のとおり実施しています。また、延長保育使用料は、保育料基準額とは別に月額にて負担していただきます。

- 延長保育を利用される方は、保育園等入園申込書に記入してください。  
入園内定後は、内定園に保育時間確認書及び延長保育申込書を提出してください。
- 延長保育の利用をされていない方も、一度でもお迎えが午後6時を過ぎた場合は延長保育使用料(月額)の徴収対象となります。
- 時間内にお迎えできない等、施設の運営にご協力いただけない場合は、延長保育の利用をお断りさせていただく場合があります。

表2-1. 延長保育の概要

	保育園等	実施時間	使用料(月額)
延長保育 (平日)	保育園さくらんぼ	午後6時半～午後7時	1,000円
	アスク共和東保育園	午後6時～午後7時	1,500円 (おやつ代含む)
		午後7時～午後8時	1,500円
	ジーニアス幼稚園、 上記の園を除く全施設	午後6時～午後7時	1,500円 (おやつ代含む)

### 土曜日の利用について

- 土曜日の開所時間は、アスク共和東保育園は午後8時まで、大府保育園は午後7時まで(令和6年3月までは午後3時まで)、東山ガーデニアこども園と石ヶ瀬保育園は午後6時まで、はな保育室きょうわ駅前は午後5時まで、ジーニアス幼稚園は正午まで、その他の園は午後3時までです。
- 午後6時以降も開所している園に在籍し、午後6時以降も利用される方は土曜日においても延長保育使用料が発生します。
- 在籍する園の開所時間以上の時間で土曜保育を必要とする場合は、アスク共和東保育園にて利用者を受け付けています。対象者は大府市内の認可保育施設の在園児であり、利用単位は1時間で、事前予約制となります。使用料や申込み方法等の詳細は、アスク共和東保育園へ直接お問い合わせください。また、利用日は必ずアスク共和東保育園に登園してください。

## 3 祝日保育使用料

祝日保育は、アスク共和東保育園のみ実施しています。大府市内の認可保育施設の在園児を対象に、利用単位は1時間で、事前予約制となります。使用料や申込み方法等の詳細は、アスク共和東保育園へ直接お問い合わせください。利用日は必ずアスク共和東保育園に登園してください。

表2-2. 祝日保育の概要

	保育園	実施時間	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
祝日 保育	アスク共和東 保育園	午前8時～午後4時	3,500 円/日	3,000 円/日	2,500 円/日
		午前7時～午前8時	1,000 円/時	800 円/時	600 円/時
		午後4時～午後7時			

## 4 給食費(3歳以上児のみ)

毎月定額で、主食費(ごはん・パン・めんなど)及び副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)を負担していただきます。

なお、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の児童と、全ての世帯の保育園等に同時入園している児童で上から3番目以降の方は、副食費が無料となります。(主食費のみ負担)

主食費及び副食費の月額単価は保育園によって異なりますが、公立保育園は表2-3のとおりです。また、3歳未満児については、保育料の中に給食費が含まれています。

表2-3. 給食費の概要（公立保育園）

市町村民税所得割額	小学校就学前の特定教育・保育施設等入所児童	
	第1～2子	第3子以降
57,700 円以上 (ひとり親世帯等は 77,101 円以上)	5,310 円/月 主食費 810 円 副食費 4,500 円	810 円/月 主食費 810 円 副食費 無料
57,700 円未満 (ひとり親世帯等は 77,101 円未満)	810 円/月 主食費 810 円 副食費 無料	

## 5 その他の費用（絵本代など）

保育園等によって負担していただく金額が異なります。なお、公立保育園は園による違いはありません。

## 6 算定の基準となる市町村民税額

表2-4. 算定の基準となる市町村民税額

令和6年度保育料等		令和7年度保育料等
4～8月分	9～翌年3月分	4～8月分
令和5年度市町村民税額 (令和4年中の所得)	令和6年度市町村民税額 (令和5年中の所得)	

※保育料等算定時の市町村民税額は、税額控除前所得割額を基に算定します。  
(実際の市町村民税額とは異なります。)

※市町村民税額は5・6月ごろに市区町村が配布（特別徴収の方は職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書または納税証明書（控除額の記載のあるもの）で確認できます。修正申告等をされた場合は、最新のものとご確認ください。市民税の課税がない方、未申告の方は通知がありません。

## 7 保育料等の納入について

- 保育料等は毎月25日に口座振替により納入していただきます。(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
- 保育料等は、児童の出欠の有無にかかわらず1か月分の金額を納入していただきます。
- 保育料等を滞納した場合は、退園していただく場合があります。
- やむを得ず口座振替できない場合は、現金を保育園(私立保育園は幼児教育保育課)へお持ちください。

## Ⅲ 特別利用保育のご案内

就労、疾病、妊娠・出産等の「保育を必要とする事由」に該当しない方は、幼稚園・認定こども園をご利用ください。ただし、転入等やむを得ない理由により市内幼稚園等が利用できない1・2年保育の児童(4・5歳児)に限り、例外的に保育園に入園できる特別利用保育制度があります。

該当すると思われる方は、本市の幼児教育保育課にご相談ください。

## Ⅳ 広域入所のご案内

里帰り出産のため、他市町村で保育を希望する場合は、本市の幼児教育保育課にご相談ください。ただし、里帰り先の自治体が広域入所を実施していない場合は入所することはできません。また、手続きには時間をいただきますので、お早めにご相談ください。

## Ⅴ 現況届等の提出について

大府市の保育施設では、在園児を対象に年間2回(7月、1月)保育を必要とする事由を確認しています。このときは、就労証明書等の書類の提出をお願いしていますので、あらかじめご了承ください。

表2-5. 令和6年度大府市保育料徴収金基準額表（予定）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）							
		保育標準時間（11時間）				保育短時間（8時間）			
		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定	
階層	定義 市民税所得割額	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市民税均等割額非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	（母子世帯等による減免）	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割課税世帯	6,400	5,600	0	0	5,100	4,400	0	0
C2	市民税所得割額が48,600円未満である世帯	6,800	5,900	0	0	5,400	4,700	0	0
C3	市民税所得割額が48,600円以上52,400円未満である世帯	12,200	10,900	0	0	9,700	8,700	0	0
C4	市民税所得割額が52,400円以上67,000円未満である世帯	12,500	11,000	0	0	10,000	8,800	0	0
C5	市民税所得割額が67,000円以上69,000円未満である世帯	13,600	11,900	0	0	10,800	9,500	0	0
C6	市民税所得割額が69,000円以上97,000円未満である世帯	17,200	15,600	0	0	13,700	12,400	0	0
C7	市民税所得割額が97,000円以上122,200円未満である世帯	19,600	17,800	0	0	15,600	14,200	0	0
C8	市民税所得割額が122,200円以上146,500円未満である世帯	25,600	22,200	0	0	20,400	17,700	0	0
C9	市民税所得割額が146,500円以上169,000円未満である世帯	28,300	27,100	0	0	22,600	21,600	0	0
C10	市民税所得割額が169,000円以上181,000円未満である世帯	32,500	28,300	0	0	26,000	22,600	0	0
C11	市民税所得割額が181,000円以上192,600円未満である世帯	36,600	32,000	0	0	29,200	25,600	0	0
C12	市民税所得割額が192,600円以上216,600円未満である世帯	41,400	39,900	0	0	33,100	31,900	0	0
C13	市民税所得割額が216,600円以上228,600円未満である世帯	42,800	41,000	0	0	34,200	32,800	0	0
C14	市民税所得割額が228,600円以上250,700円未満である世帯	47,400	46,200	0	0	37,900	36,900	0	0
C15	市民税所得割額が250,700円以上301,000円未満である世帯	47,700	46,300	0	0	38,100	37,000	0	0
C16	市民税所得割額が301,000円以上331,300円未満である世帯	52,800	46,400	0	0	42,200	37,100	0	0
C17	市民税所得割額が331,300円以上397,000円未満である世帯	53,700	47,600	0	0	42,900	38,000	0	0
C18	市民税所得割額が397,000円以上である世帯	54,800	48,900	0	0	43,800	39,100	0	0
1号認定		0							
特別利用保育		0							

## 備考

- 1 この表における「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第736条第3項に規定する特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、その額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 階層区分は、教育・保育給付認定子どもと同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により認定する。
- 3 教育・保育給付認定子どもと同一世帯の父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。
- 4 この表において「保育標準時間認定」とは府令第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 5 この表において「0歳児」とは、満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育認定子どもをいい、「1・2歳児」とは、満1歳に達する日以後の最初の4月1日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育認定子どもをいう。
- 6 生計を一にする世帯に属する子どもが教育・保育給付認定子どものみである場合の利用者負担額は、第1子（当該教育・保育給付認定子どものうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。
- 7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び(1)から(6)までに該当する者がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する子ども（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額を決定する場合にあっては、適用しない。）
  - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども
  - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども
  - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている小学校就学前子ども
  - (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に在籍する小学校就学前子ども
  - (6) 政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等（当該年度分の所得割の額が77,101円未満（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額を決定する場合にあっては、57,700円未満）の世帯に属する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額を決定する場合に限り、適用する。）
- 8 次に掲げる世帯であって、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における利用者負担額は、零とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
  - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている者の属する世帯
  - (7) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯
- 9 保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円未満の世帯を除く。）からC18階層までに属する世帯において、3人以上の子どもを扶養している場合は、当該子どものうち生年月日の早いものから順次に数えて3番目以降で3歳未満のもの（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）に係る利用者負担額は、備考6から備考8までの規定にかかわらず、零とする。ただし、C16階層からC18階層までに属する世帯にあっては、当該利用者負担額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。

## VI 利用調整指数表

### (1) 基礎点

No.	保育が必要な理由				指数		
	区分・類型		状況		父	母	
1	就労	外勤 ※テレワーク・リモートワーク含む  自営中心者・経営者等	就労時間 月	160 時間以上		11	11
				140 時間以上	160 時間未満	10	10
				120 時間以上	140 時間未満	9	9
				100 時間以上	120 時間未満	8	8
				64 時間以上	100 時間未満	7	7
	自営協力者 (親族経営等)	確定申告書に専従者の表示あり 源泉徴収票あり	【※ <sup>1</sup> 減算】	-1	-1		
	親族が経営する 自営業・農業を補助	確定申告書なし 源泉徴収票等の証明書なし	【※ <sup>1</sup> 減算】	-3	-3		
	就労証明書なし	採用証明書等のみの提出(就労証明書が提出できない場合)	6	6			
	内職	就労時間 月	64 時間以上	4	4		
2	妊 娠 ・ 出 産		出産の前後		11	11	
3	疾病等	疾病	入院	入院 1ヶ月以上	11	11	
			通院 在宅	通院 月 16 日以上	7	7	
				通院 月 16 日未満 保育が不可能である旨の医師の診断書がある場合	5	5	
		障がい	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A	11	11		
			身体障害者手帳 3・4 級、精神障害者保健福祉手帳 2・3 級、療育手帳 B	6	6		
			上記以外	4	4		
4	介護・看護		常時観察と介護を要する寝たきり者等の付き添い		11	11	
			月 120 時間以上の介護・看護		9	9	
			月 64 時間以上 120 時間未満の介護・看護		7	7	
5	災害		災害の復旧		11	11	
6	就労・就学予定		就労・就学に向けて活動中(令和6年4月より就労・就学予定)		3	3	
7	就学		学校教育法等に規定する学校に在学している又は職業訓練を受けている または就学が確定していることが確認できる場合(指数は外勤に準ずる)		-	-	
8	虐待・DV		虐待やDVのおそれがある場合		11	11	
9	その他		児童福祉等の観点から特に調整が必要と大府市が認める場合		適宜	適宜	
<b>基礎点・・・①</b>							

※<sup>1</sup>自営協力者(親族経営等)や親族が経営する自営業・農業を補助する者は、自営中心者・経営者において該当する指数から決定する指数の減算を行ってください。3親等内の親族におけるものを対象とします。

※就労時間は残業を含まず、休憩時間・通勤時間を除く規定の時間で判断するものとします。

※育児短時間勤務や部分休業の点数は、これがない場合の勤務時間で判断するものとします。

※証明書を2種類以上提出された場合の点数は主たる事由を優先するものとします。ただし、就労日数及び就労時間等が同条件の場合は低い方の点数を適用します。



## (2) 調整点 (加算・減算)

No.	保育が必要な理由		指数
	区分・類型	状況	父または母
10	生活保護	生活保護による被保護世帯	5
11	ひとり親世帯	父親又は母親の死亡・離別など	16
12	兄弟姉妹在園	入園希望施設に兄弟姉妹が在園中 ※13 との重複不可	3
13	兄弟姉妹同時申込み	兄弟姉妹が同時に同じ施設に入園申込み ※12 との重複不可	2
14	保育士勤務	保育士の資格を有する者が、市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設で保育士・保育教諭として勤務している。(内定を含む)	1
15	学区内希望 (1～3年保育のみ)	居住する地域の小学校区域内※2にある保育園への入園が第1希望である。	1
16	保育料等の滞納 (生活保護費被保護世帯を除く)	入園申込みの時点で保育料等の滞納がある。	-3
17	育児休業中 (職場復帰予定あり)	令和7年4月1日以降に職場に復帰する。	-3
18	育児休業中 (派遣等の就労先・時間未定)	育児休業中につき復帰先の就労先や就労時間が未定である。	-5
19	入園できない場合、 育休を継続する (※同意書の記入要)	育児休業の継続が許容できる場合。 ※入所結果通知書のみ送付します。 ※保育所入所保留通知書の発行を希望される方は2/1以降に幼児教育保育課へご連絡下さい。(発行まで3週間程度かかります。)	-18
<b>調整点・・・②</b>			

※派遣登録の有無に関係なく、就労先及び就労時間が未定の場合は対象となります。ただし、育児休業取得前の就労実績が記載された就労証明書に、「就労実績と同条件で継続予定」等、復帰又は契約期間満了後も同条件の就労が継続される旨の記載がある場合は減算の対象となりません。(No.18)

※減算の有無に関わらず、入所予定月の前月20日までに復帰後の見込みの就労証明書を必ず提出していただきますが、上記のように「同条件で継続予定」として申込みした方で、申込時より点数が低い場合は入園取り消しとなります。(No.18)

※指数については、毎年見直しを行う場合があります。

表2-6. 加算となる保育園と小学校の組み合わせ(※2)

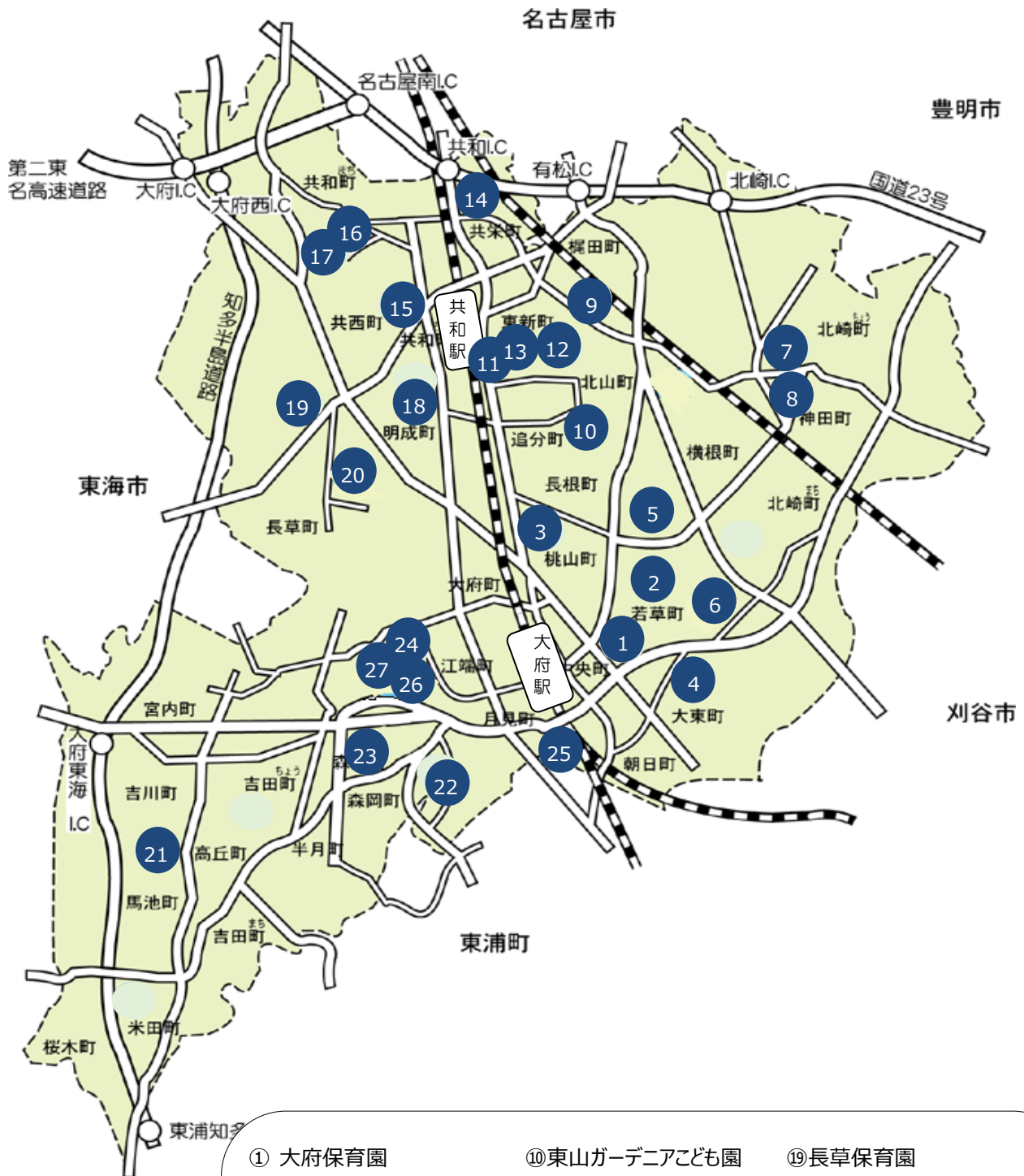
入園・転園を希望する園	加算の対象となる小学校区	入園・転園を希望する園	加算の対象となる小学校区
大府保育園	大府小学校、大東小学校	共和保育園	共長小学校、共和西小学校
桃山保育園	大府小学校	ジーニアス幼稚園	石ヶ瀬小学校
柘山保育園	石ヶ瀬小学校	大東くちなしの花こども園	大府小学校、大東小学校
北崎保育園	神田小学校	大府大和共栄保育園	北山小学校、東山小学校
追分保育園	北山小学校、東山小学校	大府大和明成保育園	共和西小学校、共長小学校
荒池保育園	共和西小学校、共長小学校	石ヶ瀬保育園	石ヶ瀬小学校
長草保育園	共長小学校、共和西小学校	ピオーズよこね保育園	大府小学校、大東小学校、神田小学校
吉田保育園	吉田小学校(東海市内の小学校を選択して通う方を含む)	かんだ保育園	神田小学校、北山小学校
若宮保育園	石ヶ瀬小学校、吉田小学校	東山ガーデンアこども園	東山小学校、北山小学校
アスク共和東保育園	北山小学校、東山小学校	パレットこども園	共長小学校、石ヶ瀬小学校

## Ⅶ 保育園等のご案内

●公…公立、私…私立、保…認可保育所、こ…認定こども園、小…小規模保育

施設名	区分	電話番号	住所	開園時間 ※ () は土曜日における開園時間	定員	保育					教育		
						3号認定					2号 認定	1号 認定	
						0歳児から2歳児まで					3歳児から5歳児まで	3歳児から5歳児まで	
生後8週から	生後3か月から	生後4か月から	生後6か月から	1歳児から									
大府・大東・神田地区													
1	大府保育園	公保	46-0078	若草町三丁目272	7:00~19:00 (7:00~19:00)	260				●	●	●	
2	保育園さくらんぼ	私小	47-1152	若草町三丁目139	7:30~19:00 (9:00~15:00)	19			●	●	●		
3	桃山保育園	公保	47-7833	桃山町一丁目273	7:00~19:00 (7:00~15:00)	74			●	●	●	●	
4	大東くちなしの花こども園	私こ	85-1377	大東町四丁目102	7:00~19:00 (7:00~15:00)	117				●	●	●	●
5	ピオーズよこね保育園	私保	43-2878	横根町狐山110-1	7:00~19:00 (7:00~15:00)	127				●	●	●	
6	大府大和キッズ保育園	私保	44-2611	横根町平池27-1	7:00~19:00 (7:00~15:00)	21				●	●		
7	北崎保育園	公保	46-0437	北崎町三丁目410	7:00~19:00 (7:00~15:00)	80				●	●	●	
8	かんだ保育園	私保	57-4775	神田町二丁目121	7:00~19:00 (7:00~15:00)	99				●	●	●	
北山・東山地区													
9	アスク共和東保育園	私保	46-2079	梶田町五丁目111	7:00~20:00 (7:00~20:00)	205			●	●	●	●	
10	東山ガーデンアこども園	私こ	57-2310	長根町一丁目142	7:00~19:00 (7:00~18:00)	132		●	●	●	●	●	●
11	はな保育室きょうわ駅前	私小	85-7710	東新町三丁目57	7:00~19:00 (7:00~17:00)	19			●	●	●		
12	追分保育園	公保	47-7822	東新町六丁目242	7:00~19:00 (7:00~15:00)	107				●	●	●	
13	そびあ保育園おいわけ	私保	85-7312	追分町一丁目98	7:00~19:00 (7:00~15:00)	31			●	●	●		
14	大府大和共栄保育園	私保	57-2711	共栄町三丁目10-1	7:00~19:00 (7:00~15:00)	100				●	●	●	
共長・共和西地区													
15	共和保育園	私保	46-3292	共和町五丁目183	7:00~19:00 (7:00~15:00)	150			●	●	●	●	
16	荒池保育園	公保	48-2625	共和町荒池26-4	7:00~19:00 (7:00~15:00)	235				●	●	●	
17	そびあ保育園共和西	私保	57-2881	共西町四丁目16	7:00~19:00 (7:00~15:00)	36			●	●	●		
18	大府大和明成保育園	私保	57-1237	明成町二丁目262	7:00~19:00 (7:00~15:00)	109				●	●	●	
19	長草保育園	公保	46-2048	長草町坪井23	7:00~19:00 (7:00~15:00)	108	●	●	●	●	●	●	
20	パレットこども園	私こ	44-7547	長草町前新切9-1	7:00~19:00 (7:00~15:00)	90				●	●	●	●
吉田・石ヶ瀬地区													
21	吉田保育園	公保	45-0045	馬池町二丁目123	7:00~19:00 (7:00~15:00)	176				●	●	●	
22	若宮保育園	公保	46-4612	森岡町八丁目120	7:00~19:00 (7:00~15:00)	144				●	●	●	
23	そびあ保育園大府もりおか	私保	85-2292	森岡町六丁目11	7:00~19:00 (7:00~15:00)	23			●	●	●		
24	柵山保育園	公保	46-0590	江端町六丁目1-1	7:00~19:00 (7:00~15:00)	162	●	●	●	●	●	●	
25	保育園COZY大府駅南	私小	48-0299	月見町二丁目2-2	7:00~19:00 (7:00~15:00)	19				●	●		
26	ジーニアス幼稚園	私こ	44-1800	森岡町一丁目3	7:30~18:30 (8:00~12:00)	100				●	●	●	●
27	石ヶ瀬保育園	私保	46-0100	大府町ウド69-1	7:00~19:00 (7:00~18:00)	90	●	●	●	●	●	●	

- 認可保育所、認定こども園、小規模保育の区分は、新年度において変更する場合があります。
- 大東くちなしの花こども園、パレットこども園、ジーニアス幼稚園、東山ガーデニアこども園において、1号認定(保育の必要性のない方)で入所を希望される場合は各園に直接お問い合わせください。



- |                |               |                   |
|----------------|---------------|-------------------|
| ① 大府保育園        | ⑩ 東山ガーデニアこども園 | ⑲ 長草保育園           |
| ② 保育園さくらんぼ     | ⑪ はな保育室きょうわ駅前 | ⑳ パレットこども園        |
| ③ 桃山保育園        | ⑫ 追分保育園       | ㉑ 吉田保育園           |
| ④ 大東くちなしの花こども園 | ⑬ そびあ保育園おいわけ  | ㉒ 若宮保育園           |
| ⑤ ビオ-ズよこね保育園   | ⑭ 大府大和共栄保育園   | ㉓ そびあ保育園大府もりおか    |
| ⑥ 大府大和キッズ保育園   | ⑮ 共和保育園       | ㉔ 柘山保育園           |
| ⑦ 北崎保育園        | ⑯ 荒池保育園       | ㉕ 保育園C O Z Y 大府駅南 |
| ⑧ かんだ保育園       | ⑰ そびあ保育園共和西   | ㉖ ジーニアス幼稚園        |
| ⑨ アスク共和東保育園    | ⑱ 大府大和明成保育園   | ㉗ 石ヶ瀬保育園          |